

議案第 4 4 号

災害派遣手当等に関する条例の一部を改正する条例の制定につ  
いて

災害派遣手当等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成 30 年 6 月 4 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

## 提 案 理 由

旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）の一部改正に伴い、災害派遣時の利用施設に係る規定を整備するとともに、その他所要の改正を行う必要が生じたため、この条例を制定しようとするものであります。

災害派遣手当等に関する条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日

羽曳野市条例第 号

災害派遣手当等に関する条例(昭和 39 年羽曳野市条例第 283 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「同地を出発した日」を「同区域を出発した日の前日」に改める。

別表中「別表」を「別表(第 2 条関係)」に改め、同表備考 1 中「第 2 条」を「第 2 条第 2 項」に、「ホテル営業及び旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に改める。

附 則

この条例は、平成 30 年 6 月 15 日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

災害派遣手当等に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>(手当額等)</p> <p>第2条 1 省略</p> <p>2 前項に規定する滞在した期間は、派遣職員が羽曳野市の区域内に到着した日から起算し、<u>同区域を出発した日の前日までの期間とする。</u></p> <p>第3条 省略</p> <p>附 則 省略</p> <p><u>別表(第2条関係)</u></p> <p>表 省略</p> <p>備考</p> <p>1 本表中「公用の施設又はこれに準ずる施設」とは、旅館業法(昭和23年法律第138号)<u>第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業の施設以外の施設をいう。</u></p> <p>2 省略</p>	<p>(手当額等)</p> <p>第2条 1 省略</p> <p>2 前項に規定する滞在した期間は、派遣職員が羽曳野市の区域内に到着した日から起算し、<u>同地を出発した日までの期間とする。</u></p> <p>第3条 省略</p> <p>附 則 省略</p> <p><u>別表</u></p> <p>表 省略</p> <p>備考</p> <p>1 本表中「公用の施設又はこれに準ずる施設」とは、旅館業法(昭和23年法律第138号)<u>第2条に規定するホテル営業及び旅館営業の施設以外の施設をいう。</u></p> <p>2 省略</p>